

PRTRの届出

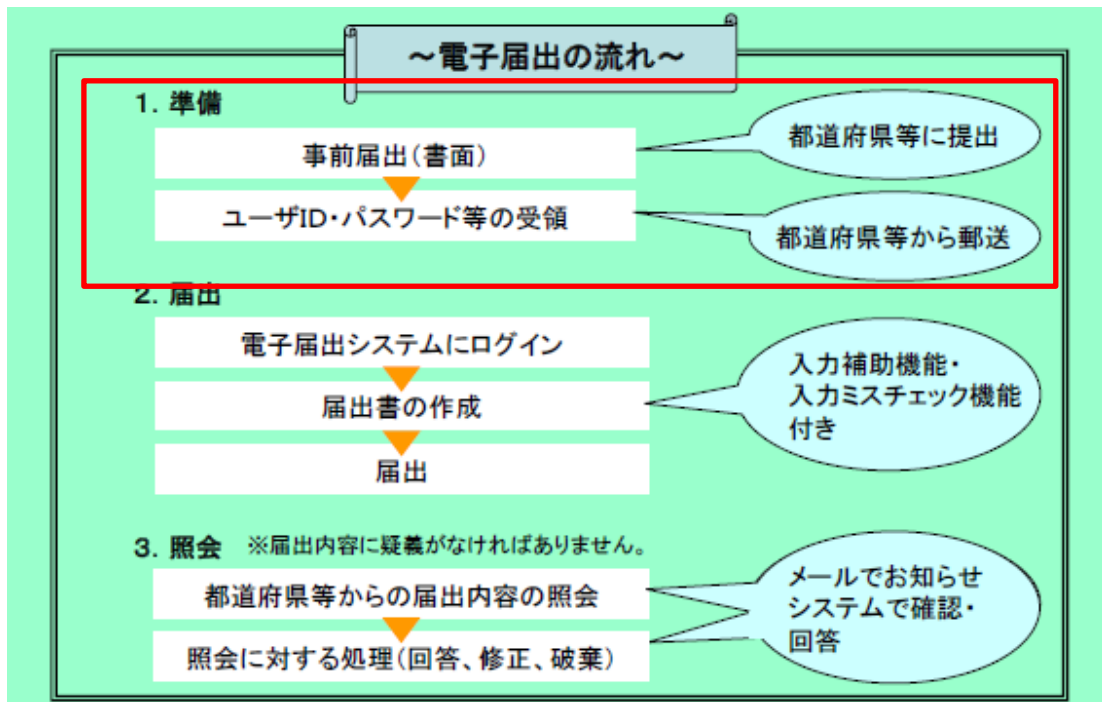
(電子届出のご案内)

PRTR 排出量等届出は、事業所ごとに1年間の化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、翌年度の期間内に自治体経由で国へ届出なければなりません。

PRTR 排出量等届出は、電子、磁気、書面の3つの方法があります。
利用者が一番多く、利便性の高い電子届出がオススメです。

電子届出では、インターネット回線を利用し、オンラインで届出を行うことができます。

なお、ユーザID・初期パスワード発行のため、事前届出が必要となります。



- 登録・利用料は無料です。
- パソコン等の機器・インターネット接続料金は届出者の負担となります。

《電子届出のメリット》

24時間届出作成&提出可能(届出期間中)

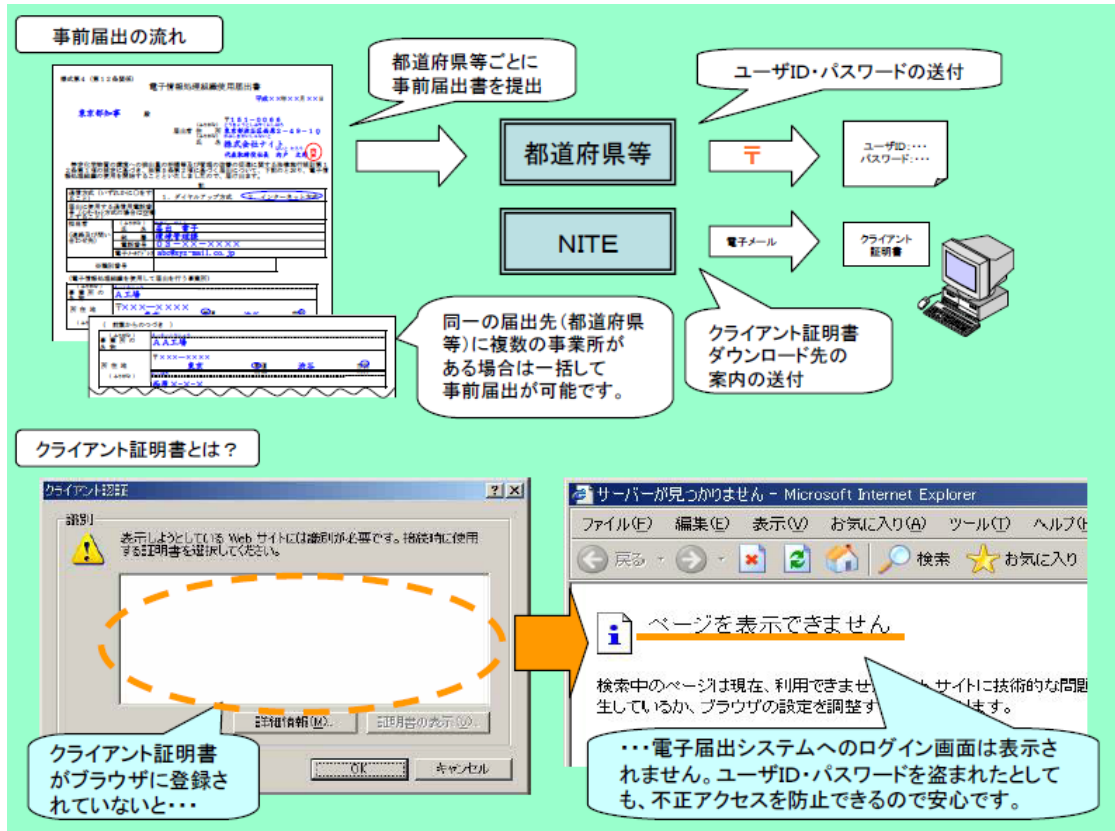
変更届出作成や照会回答もラクラク

入力補助&記入ミス防止機能つき

届出書のデータ保存&プリント不要

※ 提出前に、提出内容を書面で確認することもできます。

1 事前届出の流れ 準備



- ※1 WindowsOS 及び Internet Explorer 等のブラウザが導入されている必要があります。一般の電話回線を使用してインターネットプロバイダを介さずにNITEと直接接続して電子届出を行う方式(ダイヤルアップ方式)にも対応しています。
- ※2 電子届出システムログインページ <http://www.nite.go.jp/chem/prtr/ntp.html> (独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE))
- ※3 事前届出は一度提出すれば次の年以降は提出する必要はありません。ユーザID等はそのまま毎年度利用可能です。
- ※4 事業所が県から権限委譲されている萩市に所在する場合は、萩市に提出してください。
- ※5 証明書は無料で配布しますので、商業登記に基づく電子証明書の取得(有料)などは不要です。

2 その他

使用届出書提出にあたっては、山口県ホームページの「電子情報処理組織使用届出書」(様式)に必要事項を記載の上、県環境政策課あて送付してください。

受付期間は、毎年3月20日から6月20日です。

届出される場合は、本届出書に切手を貼った返信用封筒を添えて郵送等により提出してください。

HP : <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15500/prtrhou/prtrhou.html>

《お問い合わせ・提出先》

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県環境政策課大気・化学物質環境班

電話 : 083-933-3034